

若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会

平成27年11月2日(月曜日)17時20分から18時まで

少年年齢の引き下げと

青年(若年成人)層創設の提案

中央大学名誉教授・常磐大学大学院教授

藤本哲也

成年年齢引き下げの提案

成人年齢の引き下げの提案がなされたのは、2007(平成19)年の「日本国憲法の改正手続に関する法律」(国民投票法、2010年施行)である。

同法は、附則第3条で、投票権を18歳以上と定めるとともに、公職選挙法や民法の規定に検討を加えることを明記した。

法制審議会民法成年年齢部会

2009(平成21)年7月法制審議会成年年齢部会
「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」

- 選挙権年齢の引き下げを前提に、民法の成年年齢を18歳に引き下げることが適当であるとする。

公職選挙法等の一部を改正する法律案概要 (資料1参照)

- 選挙権年齢等の18歳への引き下げ
- 選挙犯罪等についての少年法の特例等
- 検察審査会法等の適用の特例
- 民法の成年年齢等の引き下げに関する検討

国は、国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が18歳以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における18歳以上20歳未満の者と20歳以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする旨の規定を設ける。

自民党の「成年年齢に関する特命委員会」

年齢に関する取り決めのある法令は348本に及び関係省庁も複数にまたがるところから年齢統一の作業は困難である。(資料2参照)

少年法年齢の引き下げに反対する理由

- 少年法適用対象年齢の引下げに反対する
刑事法研究者の声明（資料3参照）
- 少年法の「成人」年齢引下げに関する意見
書（日本弁護士連合会。資料4参照）

世界の少年法の年齢

国立国会図書館が調べたところによると、調査可能な世界186か国のうち、18歳を成人としている国が162か国である。その比率は87%である。

アメリカ

18歳未満： 37州とコロンビア特別区

17歳未満： 10州

16歳未満： 3州（例えば、ニューヨーク州）

（資料5の57頁）。21歳未満は飲酒・喫煙禁止。

注)15歳以上の少年が重大な暴力犯罪、薬物取引、密輸入罪等を犯した場合、また、13歳以上の少年が銃器などの武器を所持した犯罪を犯した場合は、成人として取り扱われる。（資料5の70頁）。

ドイツ

ドイツの刑事責任年齢は14歳で少年法が適用される年齢は21歳未満。

14歳以上18歳未満の場合は、少年法が例外なく適用され、この年齢の者に科し得る懲役刑は、重罪の場合で10年、それ以外の場合は5年が上限。

18歳以上21歳未満の場合は、犯情などを総合的に考慮し、成人刑法を適用するか少年裁判所で少年として裁くかを最初に決め、少年として裁かれることになった場合は、以後は14歳以上18歳未満と基本的に同じ手続。

イギリス

イギリスでは、刑事責任年齢は10歳以上、少年法適用年齢は18歳未満。ただし、18歳以上21歳未満の者に対しても、青少年犯罪者教育施設への拘置など、成人と違う処置が施される。

フランス

1810年の刑法典では、少年の年齢を16歳未満と定めていたが、1906年4月16日法によって18歳未満に引き上げられた。現在は、刑法により、少年は18歳未満と規定されている。

イタリア

刑事手続において少年として扱われる年齢は、18歳未満であり、これは、1930年の刑法改正により21歳未満から引き下げられたものである。

カナダ

非行少年の年齢に関しては、当初、16歳未満として連邦で一律に規定していたが、現在は、少年刑事司法法 (Youth Criminal Justice Act 2002) は、18歳未満の者としている。

オーストラリア

刑事責任年齢は14歳以上で、18歳未満は少年法を適用。また、21歳未満は終身刑は科されず、最高刑が20年。

ニュージーランド

刑事手続において青少年 (young person) として扱われる年齢は、1989年児童、青少年及び家族法により17歳未満と規定されている。

ロシア

旧ソビエト連邦においては、刑事手続において少年として扱うことができる年齢の統一した規定はなかったが、現在は、刑法において、18歳未満の者が少年と規定されている。

韓国

韓国における近代的な少年司法制度の基礎となったのは、1942年3月に制定された朝鮮少年令であり、その対象となるのは20歳未満の者であった。現行法は1958年7月に制定された少年法であり、2007年の改正後は、19歳未満の者を対象としている。

私見を後押しする海外の理論

「機会の時代：新たな青年期研究に学ぶ」

- スタインバーグ教授による第2回世界保護観察会議基調講演（資料6参照）
- 青年期の期間の変化
 - 従来 18歳～25歳
 - 現在 10歳～25歳
- 青年期の脳は変化しやすく、可塑性に満ちていると同時に、影響を受けやすい。

私見(結論)

- 18歳に引き下げること賛成。
ただし、18歳以上21歳未満の者を「青年(若年成人)層」とし、保護手続と刑事手続を選択可能とする。

私見(理由)

- (1) 世界の多くの国(162か国)が少年年齢を18歳としている(国際水準に合わせる)こと。
- (2) 引下げに反対する理由の大半は、青年(若年成人)層を設けることによって解決すること。
- (3) 報道機関の世論調査によれば、少年法の適用対象年齢の引き下げに賛成する意見が多いこと。

私見：18歳から21歳までを 青年（若年成人）とする

青年（若年成人）層の年齢

(1) 18歳から19歳まで

少年法の年長少年について特別の措置を講じる。自民党？

(2) 18歳から21歳まで

イタリア、オーストリア、ドイツ等では青年層に対して成人同様の責任非難を行うことが困難であるとして青年層を少年と同様に扱う。イギリス、アメリカもコモンローの原則により青年層をminorsとして保護している。

(3) 18歳から23歳まで

新少年院法の第1種少年院と第2種少年院の上限年齢。

(4) 18歳から26歳まで

新少年院法の第3種少年院（旧医療少年院）の上限年齢。

(5) 18歳から30歳まで

青少年育成施策大綱による。

※また、オランダ（23歳まで）、スイス（25歳まで）等は、青年層に対する刑事処分について、種類や期間において特別な措置を講じている。

ご清聴ありがとうございました。

藤本 哲也



公職選挙法等の一部を改正する法律案 概要

1 選挙権年齢等の18歳への引下げ関係 (第1条から第4条まで関係)

「公職選挙法」、「地方自治法」、「漁業法」及び「農業委員会等に関する法律」に規定する選挙権年齢等について、本則で、「18歳以上」への引下げの措置を講ずる。

2 施行期日関係 (附則第1条及び第2条関係)

この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行し、施行日後初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から適用する。

3 選挙犯罪等についての少年法の特例等

(1) 選挙犯罪等についての少年法の特例 (附則第5条関係)

- ① 家庭裁判所は、当分の間、18歳以上20歳未満の者が犯した連座制の対象となる選挙犯罪の事件（以下「連座制に係る事件」という。）について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第20条第1項の決定（検察官への送致の決定）をしなければならない。ただし、犯行の動機、態様等の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。
- ② 家庭裁判所は、当分の間、18歳以上20歳未満の者が犯した公職選挙法及び政治資金規正法に規定する罪の事件（連座制に係る事件を除く。）について、少年法第20条第1項の規定により検察官への送致を決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならない。

(2) 検察審査会法等の適用の特例 (附則第7条から第10条まで関係)

当分の間、18歳以上20歳未満の者は検察審査員及び裁判員の職務に就くことができないこととするとともに、成人に達した者でなければ民生委員及び人権擁護委員の委嘱をすることができないこととする。

4 民法の成年年齢等の引下げに関する検討 (附則第11条関係)

国は、国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が18歳以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における18歳以上20歳未満の者と20歳以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする旨の規定を設ける。

5 その他

その他所要の規定の整理を行う。

各種法令による青少年の年齢区分

法律の名称	呼称等	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
母子及び寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
学校教育法	学齢児童	6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校(又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部)の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者

民法	未成年者	20歳未満の者
	婚姻適齢	男満18歳(未成年者は、父母の同意を得なければならぬ。 女満16歳(未成年者は、父母の同意を得なければならぬ。)
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
道路交通法	未成年者	民法上の未成年者
	児童	6歳以上13歳未満の者
	幼児	6歳未満の者
	大型免許を与えない者	20歳未満の者
	普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及びびけん引免許を与えない者	18歳未満の者
	普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16歳未満の者
	未成年者喫煙禁止法	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	20歳未満の者	
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者

少年法適用対象年齢の引下げに反対する 刑事法研究者の声明

2015年8月1日

自由民主党に設置された成人年齢見直しなどを検討する特命委員会が、適用年齢を20歳未満から18歳未満とするための少年法改正を検討している。しかし、以下に述べるように、少年法適用年齢の引下げは、その必要性を根拠づける事実欠缺のばかりか、犯罪予防の見地からも責任非難の観点からも深刻な問題をもたらし、歴史的事実と国際的潮流にも反している。ゆえに、私たち刑事法研究者は、これに強く反対するものである。

1 年齢引下げ提案の背景

現在、少年法適用年齢の引下げがいわれることの背景には、2つの流れがある。

1つは、本年6月19日に公布された「公職選挙法等の一部を改正する法律」(法律第43号)が、附則11条において、「国は、国民投票(...)の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満十八年以上とされたことを踏まえ...民法(...)、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」との規定を置いたことである。

もう1つは、社会の耳目を引く事件を受けて、自由民主党政務調査会長が「少年事件が非常に凶悪化しており、犯罪を予防する観点から、少年法が今の在り方でいいのか課題になる」旨の発言を行ったことに示されているように、深刻化する「凶悪」な犯罪の抑止のために、18歳および19歳の者を「成人」として扱い、その犯罪に刑事処分をもって臨むべきだとする考えである。

2 年齢引下げの必要性を根拠づける事実の不存在

しかし、「国法上の統一」という観点から、公職選挙法上の選挙年齢や民法上の成年年齢と少年法適用年齢を連動させる必然性はない。「少年の健全な育成」という少年法1条に明示された目的に適うよう、実質的考慮から、青少年の資質面・環境面における特性を踏まえて少年法適用年齢を設定することは、むしろ自然なことであり、必要なことでもある。現に、1922年に制定された旧少年法は、民法上の成年年齢が20歳であったにもかかわらず、少年法適用年齢をこれに合わせず、18歳にとどめていた。海外諸国の法制度をみても、成人と同様の責任非難ができないことや犯罪予防上の有効性を理由として、形式的な成人年齢にとらわれずに各種処分を科すことができる年齢を設定している例が多い。そもそも今次の公職選挙法改正による選挙年齢の引下げも、若年者の精神的・社会的成熟性が高まったことを理由とするものではない。実質的考慮なしに、「国法上の統一」という観点から選挙権年齢の引下げを少年法適用年齢の引下げに直結させることは、歴史的事実に整合せず、後述するように、深刻な問題をもたらす。

また、少年事件は、増加も凶悪化もしていない。むしろ、犯罪統計によれば、少年非行は激減している。2000年の少年法改正においても、犯罪統計上はそうでないにもかかわらず、少年非行の増加や凶悪化が叫ばれ、改正の根拠とされた。当時の状況と比較して、一般刑法犯の検挙人員をみてみれば、2000年に152,813人であったものが2013年には69,113人となっており、半分以下に減少している。そのうち18歳および19歳の者(以下「年長少年」)は23,576人から11,234人となっており、これもまた半数以下となっている。同期間中、もともと低い水準にある殺人もほぼ半数(105人から55人)、強盗と強姦は約3分の1(1,668人から564人、311人から136人)となっており、「凶悪犯」も激減している。人口10万人あたりの一般刑法犯検挙人員をみても1,088.8人が583.9人、年長少年で775.2人が454.7人となっているから、この減少傾向は少子化を超えるペースで進んでいることになる。「凶悪」犯罪の深刻化という認識は、客観的な事実を誤認したものといわざるをえない。

3 制度運用の現状と起こりうる変化

年長少年を少年法の適用対象から除外することは、少年司法の運営に深刻な影響を与える。2013年の統計によれば、年長少年は、少年鑑別所への新収容者の30.5%、保護処分全体の30.6%、保護観察の29.3%、少年院送致の37.8%を占める。年長少年に少年法を適用しなくなれば、実に、現在の対象者の3分の1に当たる11,000人を超える数の若年者が、刑事司法制度へと放出されることになる。このことは、年長少年を、人間的な接触を重視した手間をかけた処遇の対象から除外することを意味する。

そこで、現在、少年法が年長少年をどのように扱っているかをみている。少年法は、犯罪の嫌疑がある場合や犯罪の嫌疑がなくても虞犯として審判に付すべき事由がある場合には、捜査機関が事件を家庭裁判所に送致しなければならないことを定めている。そのため、成人事件についての起訴猶予のように、検察官が独自の権限に基づいて事件を処理できるわけではない。こうした制度がとられたのは、家庭裁判所調査官を擁する家庭裁判所に事件を一元的に集約し、人間行動科学の専門的知見を用いて、非行の背景となっている少年が抱える問題を解明し、ケースワークによる働きかけ、保護処分など、その問題を解決するために必要・有効な処遇を施すことが、再非行防止に役立ち、本人の福祉にも社会の安全確保にも資すると考えられたためである。少年に対する処遇も、単に非行の軽重だけでなく、少年鑑別所や家庭裁判所調査官の科学的な判断に基づく資質上・環境上の問題(要保護性)を考慮して、決定されているのである。

家庭裁判所における年長少年の処遇決定の内訳をみてみれば、検察官送致 1.3%、保護処分 36.8%(保護観察 27.4%、少年院 9.3%)、不処分 21.1%、審判不開始 40.1%となっている。不処分と不開始が 61.2%を占めているものの、前者のうちの 84.9%、後者のうちの 82.7%が、ケースワークによる事実上の教育的な働きかけとしての保護的措置がとられたことの結果として要保護性が解消したことを理由としている。年長少年について、少年院への新収容者の非行名をみれば、総数 1206 人、傷害 242 人(20.1%)、窃盗 374 人(31.0%)、詐欺 87 人(7.2%)、恐喝 68 人(5.6%)、道路交通法違反 68 人(5.6%)などとなり、比較的軽微な非行が少なからず含まれている。このような運用は、実務において、要保護性を重視した処遇選択が行われていることを示している。

以上を確認した上で、年長少年に少年法が適用されない場合にどのような事態が生じるかを考えてみよう。検察庁に新規に受理された年長少年の一般刑法犯の内訳をみると、46.9%が窃盗、20.1%が横領、8.9%が傷害などとなっている。上述のとおり、現在は、これらの事件もすべて家庭裁判所に送致されているのであるが、年長少年に少年法が適用されないようになれば、検察官がその訴追裁量によりこれらの事件を刑事裁判所に起訴するか否か判断する権限をもつことになる。そこで、検察段階における現在の成人事件の起訴猶予率をみると、窃盗 51.5%、横領 80.1%、傷害 52.2%となっているから、年長少年による事件の大半は起訴猶予となることが予想される。また、起訴された事件のうち、窃盗の 20.6%、横領の 22.5%、傷害の 59.6%に略式命令請求がなされているから、事件が起訴された場合でも、多くは簡便な裁判により財産刑で終局することになる。継続的かつ人間的な接触に基づく教育的な働きかけを行い、少年が抱える問題を解消するのにふさわしい手段を選択している少年法による取扱いとの差は、歴然としている。

なお、家庭裁判所に係属した虞犯総数 326 人のうち 11.3% (18 歳 22 人、19 歳 15 人) が年長少年であるということにも、注意を向けなければならない。刑罰法令に触れているわけではないけれども、将来犯罪に及ぶ危険性が高い状態にある虞犯への介入は、少年法の適用があつてはじめて可能になるものである。それゆえ、年長少年が少年法の適用対象から外されれば、この年齢層の虞犯に介入することもできなくなる。児童福祉法上の「児童」とは 18 歳未満の者をいうから、年長少年には児童福祉的介入の可能性もない。虞犯を理由とした介入がなされなくなれば、これらの者は社会的に放置されることになってしまう。このような帰結は、本人の福祉は勿論、将来における社会の安全を考えても、深刻な問題を生むといわざるをえない。

4 犯罪予防の有効性と責任非難の観点からみた問題性

犯罪予防と責任非難の観点から、少年法適用年齢の引下げを支える事実があるのかどうか、重大な問題である。犯罪予防という点で重要なのは、現行少年法が適用年齢を 20 歳未満に引き上げた理由である。1922 年に制定された旧少年法が 18 歳未満としていた適用年齢を現行法が 20 歳未満にまで引き上げたのは、当時の犯罪傾向をみた場合に、「20 才ぐらいまでの者に、特に増加と悪質化が顕著であつたからにほかならない。まさに、「これに対して刑罰を科するよりは、むしろ保護処分によつてその教化をはかる方が適切である場合の、きわめて多い」ためである(第 2 回国会衆議院司法委員会議録 36 号[1948 年 6 月 19 日]6 頁[佐藤藤佐説明])。「きわめて重要にして、かつ適切な措置である」と国会で説明されたこの年齢の引上げは、GHQ の主導によってではなく、旧少年法下での実務的な経験を土台として日本側の主導により行われたことは、歴史的な事実としてよく知られている。非行予防のための有効性を事実に基づいて示さないまま適用年齢を引き下げるとは、立法事実という点で疑問があるだけでなく、歴史の積み上げを安易に否定することになる。

他方、少年法適用年齢の引下げは、責任非難の観点からみても疑問がある。成人に対するものと同等の責任非難を行うためには、自由に意思決定を行いうる状況・状態において犯罪行為をあえて選択したといえるだけの精神的成熟性が行為者に備わっていないなければならない。しかし、年長少年は典型的にみて、なおも成長発達の途上にある存在である。現代社会において十分な精神的成熟を遂げるには、長い時間が必要となっている。このことは、1966 年の法務省による「少年法改正に関する構想」と 1970 年の「少年法改正要綱」が、年長少年を刑事法制上原則的に成人と同等のものとして扱おうとする制度の導入を試みたものの、法学のみならず教育学や精神医学といった分野からも強い反対の声が上がり、結局は実現をみなかったことにも如実に現れている。

また、現行少年法においても、家庭裁判所が個別的判断により少年に対し刑事責任を問うことが相当と認める場合には、刑事処分を相当だとして、事件を検察官に送致し、送致を受けた検察官は、その事件を刑事裁判所に起訴する制度が設けられている。刑事裁判所が有罪を認定したときは、少年に対し刑罰を言い渡すことになる。このような検察官送致制度がすでに存在するにもかかわらず、少年法適用年齢を引き下げ、少年の精神的成熟度を個別的に考慮することなく、一律に年長少年の刑事責任を問おうとすること、あるいはそれを原則化することについては、必要性に重大な疑問がある。さらに、検察官送致制度の運用をみると、家庭裁判所において刑事処分を相当だとする判断がきわめて限定的に行われてきたことが分かる。2013年において、業務上過失致死傷等および虞犯を除く一般保護事件(総人員 64,209)中、刑事処分相当による検察官送致は0.6%に過ぎない。このような謙抑的運用が続いてきたことは、個別具体的にみたとき、年長少年を含め、少年の刑事責任を問うことが相当とされる場合は稀であることを示している。検察官送致制度の運用実績からみても、少年法適用年齢の引下げの合理性には、重大な疑問が生じる。

諸外国には、18歳以上21歳未満の青年層に対して成人同様の責任非難を行うことが困難であるとして、イタリア、オーストリア、ドイツ等のように、事案によっては、少年法適用年齢にかかわらず青年層を少年と同様に扱い、また、オランダ、スペイン、スイス等のように、青年層に対する処分については、種類や期間において特別な措置を講じている例が少なくない。スイスにおいては、特別措置の対象年齢は25歳にまで及ぶ。また、1970年代後期から厳罰主義の刑事政策を推し進めてきたアメリカにおいても、近時、少年法適用年齢や社会復帰に配慮した特別な処分を課する年齢を引き上げるといふ「揺り戻し」の動きが顕著にみられるようになっている。このような動きが生じたのは、脳科学や発達心理学の知見を踏まえて、成長期にある者に成人に対してと同様の責任非難を行えないとの明確な認識が広まっているためである。このような世界的動向を前にして、日本において少年法適用年齢を引き下げるとは、科学的根拠を欠くものであると同時に、国際的な潮流に真正面から逆行することにもなる。

なお、上述のドイツにおいては、青年層の個別的な成熟性を審査した上で、裁判所が少年法と一般刑法のどちらを適用するかを決定する制度がとられているが、それは、もともと青年層に少年法を全面的に適用するという歴史的な課題を達成するまでの過渡的・妥協的な制度として創設されたものだからある。すでに1970年代半ばから、ドイツにおいては、少年法を全面適用した方が犯罪予防の効果で優れているなどの理由から、青年層に少年法を全面的に適用すべき点で学界に意見の一致がみられることに留意すべきである。現在の日本でみられる政治的な主張のように、少年法の適用対象となっている年長少年をその対象から外した上での措置ではない。歴史と基本構造を無視し、安易にこのような制度を導入すべきでない。

以上のように、「国法上の統一」という観点から少年法適用年齢を引き下げる必要はなく、年長少年の「凶悪」犯罪が深刻化しているという事実もない。また、少年法適用年齢の引下げは、犯罪予防の見地からも、責任非難の観点からも、深刻な問題をもたらすとともに、歴史的事実と国際的潮流にも反している。これらの理由から、私たち刑事法研究者は、少年法適用年齢の引下げに強く反対する。

呼びかけ人（*は事務局）

赤池一将（龍谷大学教授）

石塚伸一（龍谷大学教授）

大出良知（東京経済大学教授）

岡田行雄（熊本大学教授）

川崎英明（関西学院大学教授）

* 葛野尋之（一橋大学教授）

齊藤豊治（甲南大学名誉教授）

佐々木光明（神戸学院大学教授）

白取祐司（神奈川大学教授）

* 武内謙治（九州大学准教授）

土井政和（九州大学教授）

中川孝博（國學院大學教授）

新倉修（青山学院大学教授）

瀧野貴生（立命館大学教授）

服部朗（愛知学院大学教授）

平川宗信（名古屋大学名誉教授）

* 本庄武（一橋大学教授）

正木祐史（静岡大学教授）

前田忠弘（甲南大学教授）

前野育三（関西学院大学名誉教授）

松宮孝明（立命館大学教授）

丸山雅夫（南山大学教授）

三島聡（大阪市立大学教授）

村井敏邦（一橋大学・龍谷大学名誉教授）

守屋克彦（元東北学院大学教授）

山口直也（立命館大学教授）

横山実(國學院大學名譽教授)

賛同者

愛知正博(中京大学教授)

浅田和茂(立命館大学教授)

雨宮敬博(宮崎産業経営大学准教授)

甘利航司(國學院大學准教授)

荒木伸怡(立教大学名譽教授)

生田勝義(立命館大学名譽教授)

石田倫識(愛知学院大学准教授)

伊藤睦(三重大大学教授)

稲田朗子(高知大学准教授)

上田寛(立命館大学名譽教授)

上田信太郎(北海道大学教授)

植田博(広島修道大学教授)

内田博文(神戸学院大学教授)

内山真由美(佐賀大学准教授)

内山安夫(東海大学教授)

大貝葵(金沢大学准教授)

大藪志保子(久留米大学准教授)

岡本洋一(熊本大学准教授)

春日勉(神戸学院大学教授)

加藤佐千夫(中京大学教授)

金澤真理(大阪市立大学教授)

嘉門優(立命館大学教授)

川口浩一(関西大学教授)

金尚均(龍谷大学教授)

京明(関西学院大学准教授)

黒川亨子(宇都宮大学専任講師)

小浦美保(岡山大学准教授)

古川原明子(龍谷大学准教授)

小関慶太(八洲学園大学公開講座講師)

後藤昭(青山学院大学教授)

小山雅亀(西南学院大学教授)

齋藤司(龍谷大学准教授)
佐川友佳子(香川大学准教授)
笹倉香奈(甲南大学准教授)
佐藤元治(都留文科大学非常勤講師)
澁谷洋平(熊本大学准教授)
白井諭(岡山商科大学准教授)
鈴木博康(九州国際大学教授)
関口和徳(愛媛大学准教授)
高内寿夫(國學院大學教授)
高倉新喜(山形大学教授)
高田昭正(立命館大学教授)
高平奇恵(九州大学助教)
恒光徹(大阪市立大学教授)
寺中誠(東京經濟大学非常勤講師)
徳永光(獨協大学教授)
友田博之(立正大学准教授)
豊崎七絵(九州大学准教授)
豊田兼彦(関西学院大学教授)
内藤大海(熊本大学准教授)
永井善之(金沢大学教授)
中島洋樹(関西大学教授)
中島宏(鹿児島大学教授)
永田憲史(関西大学教授)
中村悠人(東京經濟大学准教授)
新村繁文(福島大学特任教授)
玄守道(龍谷大学教授)
平井佐和子(西南学院大学准教授)
平田元(熊本大学教授)
福島至(龍谷大学教授)
福田雅章(一橋大学名誉教授)
振津隆行(金沢大学名誉教授)
保条成宏(福岡教育大学教授)
本田稔(立命館大学教授)
前田朗(東京造形大学教授)
松倉治代(大阪市立大学准教授)

松本英俊(駒澤大学教授)
丸山泰弘(立正大学准教授)
水谷規男(大阪大学教授)
緑大輔(一橋大学准教授)
宮本弘典(関東学院大学教授)
村岡啓一(一橋大学特任教授)
村田和宏(立正大学准教授)
森尾亮(久留米大学教授)
森久智江(立命館大学准教授)
安田恵美(國學院大學専任講師)
山崎俊恵(広島修道大学准教授)
山田直子(関西学院大学教授)
吉弘光男(久留米大学教授)
吉村真性(九州国際大学教授)
ほか、氏名非公表賛同者6名

(2015年8月3日現在、呼びかけ人27人、賛同者86人、合計113人)

少年法の「成人」年齢引下げに関する意見書

2015年（平成27年）2月20日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

法律の適用年齢を考えるに当たっては、立法趣旨や目的に照らして、各法律ごとに個別具体的に検討するべきであり、少年法2条の「成人」年齢を引き下げること
に反対する。

意見の理由

第1 はじめに

- 1 日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「国民投票法」という。）及び改正国民投票法の施行（2014年6月20日付け）に伴い、公職選挙法の選挙年齢と民法の成年年齢の引下げが議論されている。

また、民法の成年年齢を引き下げるのであれば、少年法の「成人」年齢についても引き下げるべきではないかとの議論が出ている。

しかし、民法の成年年齢は、単に民法が規定している行為能力や親権の問題だけにとどまらず、日本社会が何歳からを「成年」として扱っていくかという点の基本的定めであって、その引下げは社会制度、法制度全般に極めて大きな影響を与える。後に詳述する「今日の青少年の成熟度」に照らすと、民法の成年年齢の引下げについても、慎重であるべきである。

さらに、もし仮に若者を取り巻く状況が変わり民法の成年年齢が引き下げられたとしても、若者の成長支援と再非行防止を目的とする少年法の適用年齢についても連動させて引き下げるべきであるとはいえない。

ちなみに、明治29年制定の民法は、成年年齢を20歳としているにもかかわらず、旧少年法（大正11年制定）は、少年法適用年齢の上限を18歳未満としていた。これを見ても、民法の成年年齢と少年法の適用年齢を法的に一致させなければならないという必然性はない。

- 2 現行の民法では、成年年齢は主として法律行為を単独で有効に行える行為能力を認める年齢として、「行為能力」の節の冒頭に「年齢20歳をもって成年とする」と規定されている（第4条）が、同じ民法内でも、身分行為である養子縁組能力や遺言能力は15歳で認めており、制度の目的や保護法益により適用年齢を区別している（797条、961条）。

参政権については、公職選挙法・地方自治法の選挙権年齢について、現行民法の成年年齢と同じ「満20歳以上」と定められているが、その引下げの法案が今国会にも提出予定であることは前述のとおりである。

また、児童福祉法、児童虐待の防止に関する法律等、子どもの福祉・保護を目的とする法律では、育成・保護の対象として18歳未満という年齢区分を設けており、労働基準法でも、労働がもたらす子どもの心身への影響や危険性を考慮して特別な年齢区分が設けられている。そのほか、若年者の健康被害の防止を目的とする未成年者喫煙禁止法や未成年者飲酒禁止法は、民法の成年年齢と同じ20歳を区分年齢としているが、若年者の健全育成を阻害するおそれのある競輪、競馬、サッカーくじの購入・授受についての制限や、風俗営業法上の規制も、それぞれの目的や阻害の程度に応じた年齢区分が設けられている。

以上のとおり、法律の適用年齢を考えるに当たっては、それぞれの法律の立法趣旨や目的ごとに、子ども・若者の最善の利益と犯罪予防など社会全体の利益を実現する視点から、個別具体的に検討すべきである。

- 3 当連合会は、このような観点に立って、2008年10月21日「民法の成年年齢引下げの是非についての意見書」を公表し、民法の成年年齢引下げによる少年法等への現実的な影響を無視できないとして、民法の成年年齢の引下げには慎重であるべきとし、民法の成年年齢を引き下げるには、刑事手続に関し、現行少年法と同様の若年成年者に対する保護主義に基づく法制度を整備することを提言したが、今般改めて、少年法の「成人」年齢を引き下げることに反対する（なお、少年法以外の法律における成年年齢の問題についても、今後、適宜検討していく所存である。）。

以下、その理由を述べる。

第2 現行少年法成立時における少年年齢引上げの経緯と年齢引上げの意義

- 1 少年法の対象年齢の上限を何歳とするかは、立法政策として極めて重要な問題である。

旧少年法は少年の年齢を18歳未満としていたが、現行少年法（昭和23年制定）は20歳未満に引き上げた。

現行少年法の成立に当たってアメリカ法が大きな影響を与えたことは歴史的な事実であるが、新憲法の下で、我が国の司法省大臣官房保護課においても少年法改正を企画し、全国の控訴院、同検事局、地方裁判所、同検事局、少年審判所、矯正院に対して、「少年法中、憲法改正に伴って改めるべき事項」についての意見を求めた。その結果は、「この際、少年の年齢を20歳未満に引き

上げるべきである。」との意見が圧倒的に多く、積極的に反対するものはなかったと報告されている。

- 2 旧少年法の少年年齢を改正する法案が審議された第2回国会参議院司法委員会（1948年）において、提案者は、改正理由を次のように説明している。

「第二は、年齢引き上げの点であります。最近における犯罪の傾向を見ますと、20歳ぐらいまでの者に特に増加と悪質化が顕著でありまして、この程度の年齢の者は、未だ心身の発達が十分でなく環境その他外部的条件の影響を受け易いことを示しているのであります。このことは彼等の犯罪が深い悪性に根ざしたのではなく、従ってこれに対して刑罰を科するよりは、むしろ保護処分によってその教化を図る方が適切である場合の極めて多いことを意味しているわけであります。政府はかかる点を考慮し、この際思い切って少年の年齢を20歳に上げたのであります。この改正は極めて重要にして、かつ適切な措置であると存じます。」（国会会議検索システム：1948年6月25日付け参議院司法委員会における佐藤藤佐政府委員の説明）

すなわち、少年年齢の引き上げは、若年犯罪者の増加と悪質化が顕著になっている状況を踏まえ、その対応策としては刑罰を科すよりも保護処分に付する方が適切であるとしてとられた対応である。

- 3 若年者は、成長過程にある存在である。それゆえ、若年者の犯罪・非行は、その資質と生まれ育った環境に大きく帰因しているといつてよい。これは、非行少年と接し、その立ち直りの支援に当たっている者が、日々体感している事実である。

それゆえに、少年法8条は、少年事件については家庭裁判所が事件の調査をしなければならないとし、同法9条は、「前条の調査は、なるべく、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的智識特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用して、これを行うように努めなければならない。」と定めている。

このように、人間行動科学に基づくデータを踏まえて、少年の非行の原因と背景を解明し、その少年の立ち直りにとって最も適切な処遇方法を探り、生活環境の調整を行うことが、家庭裁判所の任務とされている。

当該調査等を行う家庭裁判所調査官と少年鑑別所は、刑事裁判手続にはない、家庭裁判所の手続における独自の機関である。このような少年に対する処分決定前の調査機関の存在と機能こそが、我が国の少年法を支える最も重要な柱といえる。

ちなみに、法務省法務総合研究所編集の犯罪白書（平成21年版）は、「再犯

防止施策の充実」を特集しており、そこでも「早期の段階で、必要に応じ、再犯の芽を摘む絶好の機会として、指導・支援を行うことが重要であると考えられる。その機会を逃さないためにも、（中略）事件の動機、背景事情等を可能な限り解明し、その者の行動傾向や態度、再犯の可能性も的確に把握した上で、適切な処遇を行うことが必要である。」（第7編／第5章／3）と指摘している。

すなわち、処分決定前の科学的調査とそれを踏まえての適正な処遇が再犯防止に何よりも重要であることが、近年の法務省の調査研究結果でも裏付けられているのである。

そして、事件の背景に関する科学的調査と、それを踏まえた適切な処遇を実現するためには、家庭裁判所調査官及び少年鑑別所による専門的調査・鑑別のシステムと少年院、保護観察などの個別的な指導・教育処遇が確保されている少年法を適用することが必要なものであり、その方法こそが再犯の防止に有効なのである。

このように、新憲法の下で旧少年法の「成人」年齢を20歳に引き上げた改正は、極めて意義が大きくかつ適切であったことを改めて確認しておく必要がある。

第3 今日青少年の成熟度と非行を犯した少年の特徴

1 今日青少年の成熟度

(1) 近時、18歳は経済的自立が可能な年齢であり、現に結婚や深夜労働・危険有害業務への従事、普通免許の取得、働いている場合は納税者であること等、社会生活の重要な部面で成人としての扱いを受けているなどとして、そのような若者が罪を犯せば、少年法を適用せず、責任をとらせるために、刑罰を科すべきだとの議論が出ている。

しかし、戦後70年間の我が国の状況を時系列にみれば、18歳で自立している者の数は激減している。昭和40年頃までは、中学を卒業したばかりの若者の多くが就職して、大都会において一人で生活し、厳しい労働を行う中で自立した社会人となり、20代前半には結婚していた。しかし、今では、少子化や高学歴化のために、18歳で自立して働いている若者は少数である。18歳の若者の多くは、高校卒業後に就職したり、大学に進学したりしても、親に扶養してもらっており、真の意味で自立した社会人とはなっていない。

また、法制審議会民法成年年齢部会における発達心理学者、社会学者、精神科医等からのヒアリングの結果によると、現在の若年者は、身体的には早

熟傾向にあるが、精神的・社会的自立が遅れる傾向にあること、人間関係をうまく築くことができない若年者が増加していることなどが指摘されている（2008年9月30日付け第8回会議配布資料32）。

- (2) 内閣府の青少年育成推進本部が2003年12月にまとめた旧青少年育成施策大綱も、「青少年の社会的自立の遅れと不適応の増加という今日的状況にかんがみ」、「青少年育成施策を、おおむね30歳未満の者を対象として」推進するとしている。

その後、青少年育成推進本部は、2008年12月に青少年育成施策大綱の改訂を行ったが、そこでも「本大綱においては、0歳からおおむね30歳未満までの年齢層にある者を『青少年』と総称し、成長段階ごとの特性及び課題並びに社会的自立の遅れ等昨今の状況を踏まえ、各年齢期を通じて、青少年が健やかな成長を積み上げていくことができるよう、（中略）重点的に取り組むこととする。」としている。

- (3) さらに、内閣府の子ども・若者育成支援推進本部は、2010年7月23日、「子ども・若者ビジョン」を発表した。そこでは、「特に、非正規労働者の増大は、若者が将来に対し不安を抱く大きな原因となっています。フリーターやニートの数は高止まりの状態であり、経済的格差の拡大と世代をまたがる固定化は、『子どもの貧困』問題としてもクローズアップされています。児童虐待などの被害者の中には、帰れる家も頼れる人もなく、社会における受け皿も不十分な中で居場所を探し求めている子ども・若者もいます。」と指摘し、困難を有する子ども・若者を社会全体で見守り、育てる機能を果たしていかなければならないとしている。そして、支援の対象となる「若者」の定義として、「施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象」とするとしている。ここにも、現在の若者の自立が困難になっている深刻な実態が反映されているのである。

2 非行を犯した少年の特徴

今日の我が国の若者を取り巻く状況は上記のとおりであるが、社会的自立が遅れている若者の中でも、非行を犯した少年は、成長過程において、更なる多くのハンディを抱えている少年である。

この事実は、次の調査結果からも明らかになっている。

- (1) 当連合会は、2001年11月、少年犯罪の背景と要因を調査・分析するために、全国の弁護士に依頼して非行少年とその保護者に対する聴き取り調査と一般高校生へのアンケート調査を実施し、その結果の対照を行った。

その結果、一般高校生群と比べて、非行少年群に被虐待経験が多く認めら

れた。非行少年のうちでも、2回以上家庭裁判所に送致された少年（立ち直りに時間がかかる少年）に、被虐待経験の割合がより高く認められた。

また、親は「厳しくしつけた」と回答し、子どもは「虐待を受けた」と回答している群に、最も非行が多く発生しているという結果が出ている。

学校との関係では、「学業についていけない」とことと非行との関係が明確になった。

地域との関係では、非行少年ほど「近所の噂でイヤな思いをした」との回答率が高かった。

そして、重大な犯罪を犯した少年ほど、幼児期から人格が尊重されなかった子ども、あるいは「よい子」であることを強いられ自己の感情を抑制していた子ども、自己肯定感を持ってない子どもが多いという結果が出ている。

(2) 家庭裁判所調査官研修所は、少年の殺人事件及び傷害致死事件を分析して2001年5月、「重大少年事件の実証的研究」を発表した。

そこで示された、単独で重大事件を起こした少年の特徴は、①自殺未遂又は自殺願望が多くみられる、②現実的問題解決能力が乏しい、③快・不快といった極めて未熟な感情しか自覚できておらず、共感性に極端に乏しい、④「自分はだめな人間」という観念が強く、強い劣等感を抱いている、⑤歪んだ男性性へのあこがれが強い、と指摘している。

また集団で重大な事件を起こした少年像については、仲間はずれになることを恐れて集団の動きに過度に同調しており、少年の多くはいじめられ体験といじめ体験の両方を経験し、学業不振や運動部で活躍できないことなどが原因となって、学校生活に意欲を失っている。さらに、地域社会とのつながりも喪失している、と分析している。

(3) 法務省法務総合研究所は、少年院在院者に対する被害経験アンケート調査を実施し、その結果を2001年に発表した。

それによると、70%以上の少年が家族以外の者及び家族による加害行為を経験したことがあると回答している。

(4) 最高裁判所家庭局が発行している「家庭裁判月報」（2006年12月号）に掲載された「司法領域における広汎性発達障害の問題」によると、少年院在院者の50%～80%程度の割合で広汎性発達障害的特徴を持つ子どもが認められたという。

もとより、発達障害と非行との間に因果関係はない。問題は、そうした子どもの周囲にいる大人が、その子どもの障害の状況を認識して理解しているのかどうかである。

上記の調査結果は、障害を持った子どもにはそれに適合する対応をしなければならぬということを周囲の大人が理解しなければならないのに、そのことを大人が認識していないため、当該子どもを困難な状況に追い込んでおり、その結果が非行につながっているという現実を示しているのである。

3 非行を犯した少年の立ち直りと再非行防止に求められるもの

(1) 重大な非行を犯した少年ほど、憲法13条及び26条から導かれる成長発達権を保障されてこなかった者が少なくない。すなわち、自己肯定感が低く、「自分など、生きていてもしょうがない」「死んでもいい」と思っている者が多いのである。そのような少年に、刑罰の恐怖で非行を思い止まらせることはできない。非行の防止に必要なことは、まず少年の心の傷を受けとめ、教育・福祉的援助をすることである。少年は、自らを受容されることで初めて、他人を受容することができるようになる。そして、自らが傷つけた被害者の痛みや心情に正面から向き合うことができるようになって初めて、真の謝罪と償いの心が育っていくのである。

(2) 2009年7月に「子ども・若者育成支援推進法」が成立した。この法律は、子ども・若者の「健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなす」とし、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう総合的に育成・支援することを、国・地方公共団体の責務と定めている。

非行を犯した少年は、通常の若者以上に様々なハンディを背負い、社会生活上の困難を抱えていることから、国・地方公共団体による手厚い教育的・社会的・医学的支援を求めているのが現実である。

少年法の「成人」年齢を引き下げて、家庭裁判所の人間関係諸科学の知識に基づく支援の機会を奪うことは、「子ども・若者育成支援推進法」の制定と矛盾し、この間の政府の青少年育成施策大綱や「子ども・若者ビジョン」の基本方針に逆行するものである。

第4 少年審判・保護処分内容及び再犯防止効果と刑事裁判・刑罰との違い

1 家庭裁判所における少年審判

現行少年法は、全件送致主義を取っており、検察庁は、起訴猶予の裁量権を持たない。そのため、検察庁が受理した少年事件は、嫌疑不十分又は嫌疑なしの事件を除いて、家庭裁判所に送致されている。

そして、家庭裁判所では、少年審判のために身体拘束の必要があると判断した少年については、少年鑑別所に送致する。少年鑑別所では、単に身体を拘束するだけの拘置所とは異なり、鑑別技官による少年の心身の状況の鑑別や少年

の行動観察を行う。具体的には、心理学などの専門知識に基づいて知能検査や性格検査を実施するとともに、少年と面接して家庭環境、生育歴、就学・就労の状況などを把握する。身体や精神の病気が疑われる場合には、医師が診療を行う。これらの結果である鑑別結果通知書は、審判の資料となり、少年院や保護観察所の処遇の資料にもなる。

また、家庭裁判所の調査官によっても、少年の要保護性（保護処分の必要性・程度）に関する調査（社会調査）が行われる。家庭裁判所調査官は、心理学や教育学等の人間関係諸科学を修得した専門職であり、少年や保護者との面談、学校・職場あるいは被害者への照会等によって、少年の成育歴や心身の状況、家族・交友関係や生活状況、更には被害の状況等を調査する。そして、調査の結果は、処遇に関する意見と共に裁判所に報告され（少年調査票）、審判における最も重要な資料とされる。

少年審判では、このような少年鑑別所及び家庭裁判所調査官による事前の調査結果等を踏まえ、裁判所が当該少年に最もふさわしい処分を決することとなるのである。

2 保護処分

家庭裁判所での審判で言い渡される処分は、刑罰ではなく保護処分である。

刑罰が、犯罪行為に対して責任非難としての罰を科すものであるのに対して、保護処分は、非行を犯した少年の未成熟性に着目し、教育的な働き掛けによって、少年に自らの行為の意味を理解させ、社会的不適応の原因を除くことが処置の基本に置かれる。そのためには、自らの行為や過去の生活態度と正面から向き合わせることから始まり、更に進んで被害者の悲しみや苦しみにも向き合わせるなどしながら、再び非行に及ぶことのないように立ち直りを目指すのである。

保護処分の一つに、少年を施設に収容して処遇する少年院送致がある。刑務所においてはほとんどの時間が刑務作業に充てられるのに対し、少年院では、生活の全てが教育であり、教官が24時間態勢で、少年を監督・指導し、内面の自己変革を要求する。その意味では、少年院は刑務所よりも「厳しい」ともいえる。

3 少年審判・少年院処遇の再犯防止効果と刑事裁判・刑務所処遇との違い

(1) 少年審判・少年院での処遇と刑事裁判・刑務所での処遇の再犯防止効果を比較するには、同じ時期に罪を犯した共通性のある対象者を選択して比較する必要があるが、我が国では、これに関する比較調査資料がない。しかし、州ごとに法律が異なるアメリカ合衆国では、保護処分と刑罰の効果の比較が

ある程度可能である。

アメリカでは、1990年代を通じて少年司法制度の厳罰化が各州で進められた。近年、少年司法の刑罰化・厳罰化の政策評価研究が蓄積されており、その結果は、次のとおり、再犯防止に逆効果であると指摘されている。

なお、アメリカでは大部分の州で少年法の適用年齢を18歳未満としているが、刑罰化・厳罰化が再犯防止に逆効果であるとの政策評価研究の結果は、若年犯罪者一般にもあてはまる。

- ① ニューヨーク州とニュージャージー州のニューアークは、ハドソン川をはさんで、連続した都市圏を形成している。しかし、州が異なり、法制度が違うため、同じような事件でニューヨーク州は刑罰を、ニューアークは保護処分を課している。

コロンビア大学の研究者 (Jeffery Fagan) が、ニュージャージー少年裁判所の手続・処分に付された少年と、それに対応するニューヨーク刑事裁判所において扱われた者の再犯率を比較した調査結果を1996年に発表している。それによれば、刑事裁判所において扱われた者の方が再犯率が高いという結果が出ている。(Jeffrey Fagan and Franklin E. Zimring, *The Changing Borders of Juvenile Justice: Transfer of Adolescents to the Criminal Court*, (2000, University of Chicago Press))

- ② 我が国の最高裁判所家庭局編の「家庭裁判月報」(2009年6月号)に掲載された「アメリカ合衆国における少年事件手続の実情」には、次のような報告がある。

「アメリカ司法省の一機関である office of Juvenile Justice and delinquency prevention(OJJDP)の定期刊行物に2008年に掲載された論文によると、6つの研究において、刑事裁判所に送致された少年は、少年裁判所に送致された場合より、より高い再犯リスクを有するという結論に至ったことが報告されている」

さらに、上記のアメリカの研究論文のうちの代表的な2つの調査研究結果の内容について、我が国の法務省保護局総務課人事係長が、2009年3月に次のとおり紹介している(日本刑事政策研究会編「罪と罰」46巻2号)。

「特別予防の観点から見ると、少年事件の刑事裁判所への送致は、その予後について見れば逆効果であることが多い。再犯率、再犯頻度、再犯に至るまでの期間の長さ等、いずれも事件種別等の諸条件を統制した上で比較しても、刑事裁判所に送致された少年の予後は、少年裁判所での審判を

受けた少年よりも予後が悪く、特に成人刑事施設に収容された少年犯罪者はその再犯等の危険性が高まる（Farrington&Loeber, 2002 ; Redding, 2008）。そして、その理由としては、刑事裁判により裁かれることによる犯罪者としての烙印やレッテル貼りによる悪影響、刑事裁判所で裁かれることに対する不公平感や司法制度に対する敵意、刑事司法手続を経る過程において成人犯罪者から犯罪傾向を学習すること、刑事司法においては、少年司法制度よりも本人の更生や家族の支援に重点がおかれていないことなどが考えられる。（Redding, 2008）。」

③ これらの実証的検討を受けて、1990年代に刑罰化・厳罰化の波が押し寄せたアメリカでも、2000年代に入ると、複数の州で、刑事裁判所への送致を回避する法運用への転換を図り、あるいは、少年裁判所の適用年齢を引き上げ、ないしは、現在引上げを検討している。

(2) ドイツでは、1990年代の初頭から連邦司法省が、犯罪者に対する全ての処分について再犯統計を作成しており、その結果を公表している。

同再犯統計によると、若年者の再犯率は、少年刑法により有罪の言渡しを受けた刑を執行されて釈放された場合が高く、ドイツ少年裁判所法45条、47条による手続打ち切り（刑事手続を打ち切り、教育的措置を行うこと。）後の再犯率は低下するという結果が出ている。

(3) 我が国では、2009年3月に、法務省法務総合研究所が、1965年以降、2006年9月30日までに有罪判決を受けた3,561人を対象に調査・分析した「再犯防止に関する総合的研究」を公表した。

それによると、①少年時に1犯目の刑事判決を受けた者（18歳及び19歳が合計92.7%を占める）及び若年成人（20歳から24歳）で1犯目の刑事判決を受けた者は、再犯を繰り返す割合が高く、3犯以上の再犯者となる比率が他の年齢層に比べ高い、②犯歴を重ねるごとに再犯期間が短くなっていることから、刑を受けながらも再犯期間を短くしつつ犯歴を重ねる者が一定数存在するという注目すべき結果が出ている。

この結果は、刑事裁判及び刑務所での処遇による再犯防止効果の実態を、実証的に裏付けるものである。

この調査結果を受けて、法務省法務総合研究所は、平成21年版犯罪白書で「再犯防止施策の充実」を特集し、「再犯防止対策の在り方」として、初犯者・若年者に対する対策の重要性を強調し、次のように指摘している。

「初犯者や若年者は、可塑性に富み、就労の機会も限定的ではないなど、改善更生の余地は大きいと考えられるのであるから、この早期の段階で、必

要に応じ、再犯の芽を摘む絶好の機会として、指導・支援を行うことが重要であると考えられる。」

(4) 立法施策は、何よりも実証的な根拠と証拠に基づいてなされなければならない (evidence-based policy)。少年法の「成人」年齢の引下げによって刑罰化を拡大することの是非についても、かかる実証的視点からの検討が不可欠である。

この点、前述した諸外国での実証的な研究や我が国における法務省の調査・分析に照らしても、少年法に基づく少年審判手続と少年院での処遇こそが、若年者の再犯防止に有効であることが裏付けられているのである。

第5 我が国の年長少年（18歳，19歳）事件の概況と少年法の「成人」年齢が18歳に引き下げられた場合の影響

さらに、もし仮に少年法の「成人」年齢が18歳に引き下げられると、現行の少年法の実務にどのような影響をもたらすかについても、実証的に分析する。

1 検察庁が受理した年長少年被疑事件の概況と少年法の「成人」年齢引下げがもたらす影響

2012年に検察庁が新しく通常受理した少年被疑者数は11万9,212人であり、そのうち年長少年（18歳，19歳）は5万1,805人で、43.5%を占めている。

したがって、仮にもし、少年法の「成人」年齢が18歳に引き下げられると、家庭裁判所が取り扱っていた若者の約43%について、少年法の適用からは除外され、家庭裁判所の手続に一切乗らなくなることになる。

その結果、家庭裁判所調査官や少年鑑別所による社会調査や資質鑑別の手続が行われなくなり、事件の原因・背景を行動科学で分析して個別処遇を行うことができなくなる。それに代わって、検察官の裁量により、起訴猶予か、略式命令請求による罰金か、公判請求による刑事処罰かのいずれかの処分が決められることになるが、そこでの判断基準は、行為態様や犯行結果の大きさ、示談の成否等が主要な要素になり、被疑者の成育歴や成育環境、資質など、立ち直りに向けて配慮すべき重要な事実は後景に退くことになる。

そして、2012年の検察の起訴猶予率は68.6%であるから、年長少年も半分以上は起訴猶予となるであろう。略式命令は罰金を支払えば終了であり、公判請求の場合でも初犯であれば執行猶予の確率が高い。結局、犯罪の背景・要因となった若者の資質や環境上の問題点に関する調査・分析と立ち直りのための手当がなされないままに手続が終わることになる。これでは、若者の更生

と立ち直りにはつながらず、再犯防止の観点からも問題を残しかねない。

2 年長少年の事件に対する家庭裁判所の対応の実状と少年法の「成人」年齢引下げがもたらす影響

仮に、少年法の「成人」年齢が18歳に引き下げられると、成長支援と再犯防止のために保護処分を相当とする事情がある18歳、19歳についても、家庭裁判所の管轄から排除され、不起訴事件以外は全て、地方裁判所又は簡易裁判所の刑事裁判の手續に付されることになる。

このような事態は、以下の各点において大きな問題を生じさせることとなる。

(1) 少年鑑別所の資質鑑別と家庭裁判所調査官の社会調査・試験観察

刑事裁判の手續が家庭裁判所の少年事件手續と大きく違う点は、前述（第4、1）したとおり、少年鑑別所における資質鑑別と家庭裁判所調査官の社会調査がないことである。

少年鑑別所には、業過致死傷（自動車運転を含む。）・危険運転致死傷事件や道路交通関係の事件を除いた一般事件に限っても、2012年に9,840人の少年が入所しており、そのうち行為時に年長少年であったものは2,927人で、29.7%を占めている。

もし仮に、少年法の「成人」年齢が18歳になるとすれば、現在少年鑑別所に入所している少年のうち、約30%の若者が少年鑑別所の科学的な資質鑑別を受けられなくなる。これは、少年の立ち直りと再犯防止に向けた、行動科学に基づく処遇の後退である。

また、家庭裁判所では、少年の最終の処遇決定に向けて、家庭裁判所調査官による少年の成育環境等の調査（社会調査）や少年に対する生活指導を行っており、必要があると決めるときは、相当の期間、家庭裁判所調査官の試験観察に付し、少年の立ち直り状況を見守るという決定をしている。

2012年に一般事件で試験観察に付された少年は1,459人である（この中には、18歳、19歳の少年が含まれる。）。特に、補導委託による試験観察は、少年の立ち直りに重要な役割を果たしており、年長少年がその機会を奪われることの影響は小さくない。

(2) 少年院での処遇と保護観察

2012年に家庭裁判所が一般保護事件（道路交通関係事件を含まない。）で終局決定を行った少年の人数は、4万6,482人であり、そのうち年長少年は1万2,951人で、27.8%を占めている。

2012年の一般保護事件の年長少年に対する家庭裁判所の終局決定の内訳をみると次のとおりである。

終局処分の種類	年長少年の人数
検察官への送致 (刑事処分相当の送致)	172
少年院送致	1,243
保護観察	3,377
不処分	2,509
審判不開始	5,650

① 少年院での処遇

犯罪結果が重大な事件であっても、家庭裁判所が少年鑑別所の資質鑑別や調査官調査の結果を踏まえて「保護処分が相当」と判断した場合には、18歳、19歳であっても少年院送致決定がなされている。

前述（第4，2）したとおり、少年院は、一定期間身体を拘束して、少年を更生させるための働きかけを24時間態勢で行う施設である。そこでは、少年が成長期にあることを踏まえて、長所を伸ばすなど少年の全面的な成長発達を促すとともに、少年の問題点の克服を図るための指導・教育を行っている。入所している少年の多くは、虐待を受けたり様々な被害体験をし、貧困や両親の不和などの不遇な生育環境で育っている。また、発達障害がある少年に対する周囲の大人の無理解から当該少年に対して適切な対応や支援がなかったことが非行の要因になったと分析できる事件が増加している。少年院は、このような少年や保護者の指導について、長い経験と実績を有している。

仮にもし、少年法における「成人」年齢が引き下げられれば、18，19歳の若者は、少年院という貴重な教育と援助の場を失うことになる。

この点、刑務所の中には少年刑務所も存在するが、そこはあくまで刑罰を執行する場であり、懲役受刑者には刑務作業が課される。収容者の大多数は若年成人であり、少年受刑者はごく僅かである。2006年の法改正等により、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止プログラムが導入され、被害者の視点を取り入れた教育なども実施されてはいるものの、刑務作業との関係から、その教育には時間的な制約がある。

さらに、少年院の収容人員は最大でも200人程度であり、多くの施設は100人以下の規模であるのと比べて、刑務所は1,000人を超える規模の施設が少なくない。そのため、少年院ではきめ細かい指導ができるのと比較して、受刑者に対する改善指導は、少年院には到底及ばないのが

実情である。

② 保護観察

保護観察となっていた年長少年について考えると、その中には、成人であれば起訴猶予となるか、起訴されても執行猶予となる者も含まれていると思われる。

保護観察においては、保護観察官や保護司が少年と面会をし、様々な相談によって、非行から立ち直るための生活環境の調整等を行うが、これまでこのような支援を得ていた年長少年が、起訴猶予になると、保護司等による更生のための支援を全く受けることができなくなる。これは、本人にとっても社会にとってもマイナスである。

また、執行猶予になるケースを想定しても、再犯を防ぐ処方箋が示されず、「次に事件を起こせば実刑になる」という威嚇だけで、18歳以上の被告人の少なくない者が社会に戻されることになる。心理的な威嚇だけでは再犯防止効果を期待できないことは、前記の実証的調査の結果が示している。

もとより、少年の身体的自由は尊重されるべきであるが、保護処分としての保護観察は前科とはならず、第三者による援助が当該若者の成長と社会自立を支援している点は重視されなければならない。早期に全面的な国選付添人制度を実現して少年審判での適正手続を保障しつつ、真に必要な事案での保護観察の余地を残すべきである。

③ 家庭裁判所の保護的・教育的措置

さらに、看過してはならないのは、年長少年で不処分となった者のうち2,068人、審判不開始になった者のうち4,812人については、家庭裁判所が更生のための一定の働き掛け（保護的・教育的措置）を行っていることである。

保護的・教育的措置の内容としては、少年や保護者に対して助言や指導を行い、また、学校や児童福祉機関、医療機関、就労先などに少年の補導について協力を求め、時には少年に対して心理療法的な働き掛けを行うことなどがある。

ちなみに、家庭裁判所の終局決定で審判不開始や不処分が多いのは、少年事件の大部分が、万引き、自転車盗などの窃盗、放置自転車の乗り逃げである占有離脱物横領であることによるが、このような事件のほとんどは成人が起こした場合には、警察止まりの微罪処分か、検察庁で起訴猶予となるところ、少年については上記のような家庭裁判所の働き掛けが行われ

ているのである。

仮にもし、少年法の「成人」年齢が18歳に引き下げられれば、審判不開始、不処分となっていた年長少年のほとんどは、警察止まりか起訴猶予の処分になることが予想されるが、これでは、問題を抱えた多くの若者が、現在も行われている家庭裁判所による保護的・教育的措置がなされないままに、社会に放置されることになる。

④ ぐ犯への対応

また、少年法の「成人」年齢が18歳に引き下げられると、これまでぐ犯少年として手当していた年長少年について、家庭裁判所が全く対応ができなくなる（2012年にぐ犯で処理された年長少年は、35人。）。

現行法は、18歳、19歳の若者についても、要保護性の高い者については、少年鑑別所による鑑別、家庭裁判所調査官による調査、試験観察などにより、少年の成長支援に向けた様々な取組を行っている。場合によっては、少年が罪を犯す前に立ち直らせるために、家庭裁判所が少年院送致の処分を決定する場合もある。

これらの対応がなされなくなれば、少年の成長支援と再犯防止施策は後退する。

確かに、犯罪ではない「ぐ犯」の取扱いは、自由の不当な制約になってはならないが、現行少年法の実務においては、「ぐ犯要件」の認定は相当程度厳格になされており、また、「ぐ犯」と認定される若者の中には、前述（第3）したように、社会生活を営むのに必要な人格的成長の支援を周囲の大人から十分に受けられなかった若者が少なくないという事実がある。したがって、少年鑑別所で身体的拘束を受けた「ぐ犯少年」に対しても国選付添人制度による弁護士の法的援助を保障した上で、真に必要な範囲でのぐ犯への対応の余地は残すべきである。

第6 総括

仮に少年法の「成人」年齢を18歳に引き下げることになれば、これまで非行少年として少年司法制度の指導・援助を受けてきた若者のうちの40%強を、「自己責任」の名の下に、刑事司法手続の中に放り出すことになる。

これは、前記「第3 今日青少年の成熟度と非行を犯した少年の特徴」で指摘した若者像、なかでも非行を犯した若者の実像を無視するものであり、かつ、「第4 少年審判・保護処分内容及び再犯防止効果と刑事裁判・刑罰との違い」で紹介した「刑事裁判よりも少年司法の方が再犯防止に効果がある」との実証的

研究の結果を無視するものであって、少年の立ち直り・成長支援と再犯防止を阻害し、ひいては新たな被害者をも生みだしかねない施策である。

また、少年法の「成人」年齢の引下げは、極めて有効に機能している少年審判・保護処分の対象者を大幅に減少させる結果、少年の成長支援・再犯防止に関して豊富な経験と能力を有する、家庭裁判所・少年鑑別所・少年院等の関係機関の機能を著しく低下させかねないという深刻な問題をも孕んでおり、困難を抱える子ども・若者の成長発達に対する国・地方公共団体の支援施策の重要性が「子ども・若者育成支援推進法」によって確認された中で、それと矛盾し、逆行する施策となるのである。

また、前記「第1 はじめに 2」における検討からも明らかなように、法律における年齢区分は各法律の立法目的や保護法益によって定められているものであって、民法内においても、身分行為に関しては異なる年齢区分が採用されている。したがって、行為能力が問題とされる場合には民法の成年年齢と連動させるべきであるが、それ以外の場合には必ずしも連動させる必要はなく、むしろ立法目的や保護法益に相応しい格別の年齢区分が設けられるべきである。

少年法は、明らかに少年の法律行為能力を問題とする法ではないから、民法の成年年齢と少年法の適用年齢を連動させる必要はない。仮に、民法の成年年齢が18歳に引き下げられた場合に、少年法の立法目的や保護法益を検討することなく、ただ単に民法の成年年齢が引き下げられたという理由のみによって少年法の適用年齢をこれに連動させるとすれば、むしろそれは非常に安易で危険な法改正であるといわざるを得ない。

いま、公職選挙法の選挙権年齢を18歳に引き下げる動きがある。この点については、若者の政治参加を促進し国政への関心を高める効果が期待できるし、かつ国政に広く多様な民意を反映させるという観点からも、当連合会も異論はない。近時、法律行為が制限されている成年被後見人に対する国政選挙権の制限を撤廃したが、これは、選挙権の権利としての重要性とともに、国政に広く民意を反映させることの重要性を踏まえたものである。

これに対して、少年法の適用年齢は、資質上や生育環境上のハンディを抱え、対人関係形成能力や社会適応能力が十分身につけていないために社会からの逸脱行動をとったとされる若者に対してどのように対応することが、当該若者の更生及び再犯防止に効果があり、社会の安全確保に有効かという観点から判断されるべきであって、選挙権の承認とは全く異なる視点から検討されなければならない。

現行少年法（昭和23年制定）は、旧少年法の運用実践とその成果を踏まえ、若年犯罪者については刑罰より保護処分の方が更生にとって適切かつ効果的であ

るとの立法政策に基づいて、対象年齢を20歳未満に引き上げたものである。それから65年、家庭裁判所による人間行動科学に基づく審理と保護処分優先の処遇という現行の運用は、現実にその効果を挙げている。

よって、当連合会は、仮に民法の成年年齢を18歳に引き下げた場合であっても、少年法2条の「成人」年齢を引き下げることには反対である。

第3章

アメリカ合衆国の刑事裁判所において 成人として起訴される少年の現状と課題

はじめに

1997年5月27日に発生した神戸の児童連続殺傷事件を契機として、少年といえども凶悪な犯罪をした場合には、成人と同様に取り扱うべきではないかというところが話題となった。我が国ではともかく、アメリカ合衆国では、ある一定の条件の下で、少年を成人裁判所で、成人と同様に取り扱うことが認められている。我が国でこのような制度が将来採用されるかどうか定かではないが、少年法の改正が問題となっている折柄、今後の議論の素材として、アメリカ合衆国での現状について紹介してみたい¹⁾。

1 アメリカ合衆国における少年の定義

アメリカ合衆国における各州の州法は、一般に年齢基準に基づいて、少年裁判所制度における本来の司法管轄権の下に、少年の定義を行っている。例えば、37州とコロンビア特別区では、法律違反で起訴された18歳未満の者は少年と考えられているが、10州では、本来の少年裁判所における司法管轄権の上限を16歳としており、3州では、その上限が15歳である(図3-1参照)。しかしながら、このような年齢基準にはかなりの例外が認められるため、検察官は少年を成人として刑事裁判所に起訴することができるのである²⁾。

本章で用いたデータは、司法統計局(Bureau of Justice Statistics : BJS)による

当該被告人がペンシルバニア州の住民であれば、身分は少年であるから、少年司法制度に基づいて処分されるのであり、刑事裁判所で処分すべきであると判断された場合のみ、本章で考察するテーマの射程内となるのである。

2 検察官による刑事裁判所への少年の移送

司法統計局によって実施された1994年全米検察官調査は、州裁判所で重罪事件の審理を行っている全米2,343名の主任検察官の中から308名を抽出したものである。この調査では、全米の検察官事務所のうち、94%が、1つあるいはそれ以上のタイプの少年事件を取り扱っていると報告し、全事務所のうちの80%が少年事件を取り上げしており、成人のための刑事裁判所へ少年の移送申請を行っていると報告している(表3-1参照)。

表3-1 1994年における検察官事務所が取り扱った事件のタイプ

少年事件のタイプ	検察官事務所 of 比率		
	全事務所	常勤事務所 (管轄区人口)	
		50万人以上	50万人未満
非行	86%	83%	83%
刑事裁判所への少年の移送申請	84	93	87
虐待, 無視	70	55	66
非犯罪的軽罪*	64	36	62
被扶養審査	45	26	44
事務所の数	2,292	119	1,490
			94%

注: 大規模司法管轄区にある常勤事務所とは、50万人以上の司法管轄区にある、常勤の主任検察官がいる事務所を指している。小規模司法管轄区にある常勤事務所とは、50万人未満の司法管轄区にある、常勤の主任検察官がいる事務所を指している。非常勤事務所とは、非常勤の主任検察官がいる事務所である。

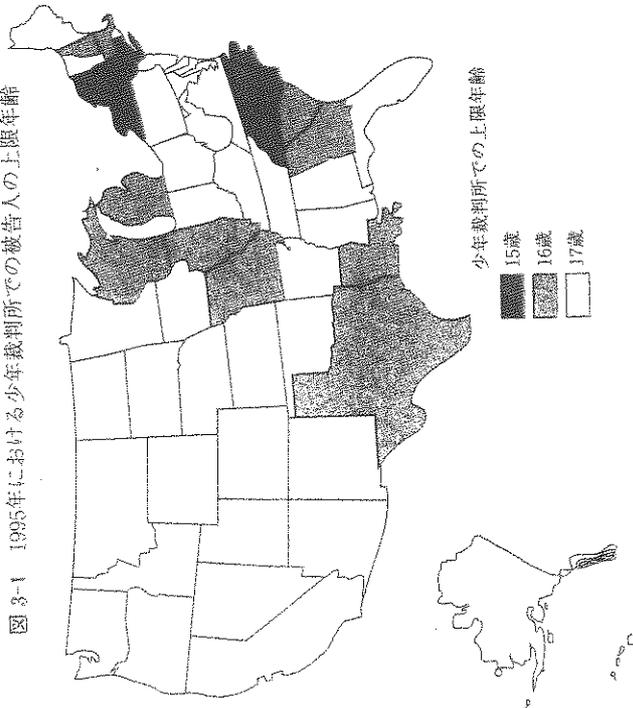
*: 家出, 指導不能, 怠学等を含む。

調査の際の質問: あなたの事務所では以下のタイプの少年事件を取り扱っていますか。

資料源: Prosecutors in State Courts, 1994, BJS Bulletin, 1996, p. 8.

少年事件を取り扱っている検察官事務所のうち63%が、1994年において少なくとも1件の少年事件を刑事裁判所へ移送したと報告しているが、大規模の

図3-1 1995年における少年裁判所での被告人の上限年齢



資料源: Snyder, H. and M. Sickmund, *Juvenile Offenders and Victims: A National Report*, Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, 1985, p. 73. Torbert, P., et al., *State Responses to Serious and Violent Juvenile Crime*, Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, 1996, p. 5.

1994年全米検察官調査(1994 National Survey of Prosecutors)とその他BJSの一連の統計、及び成人として刑事裁判所に起訴された少年に関して、全米少年司法センター(National Center for Juvenile Justice)が収集したデータに基づいたものである。また、本章で用いる「少年」という用語は様々な州の定義に基づいたものであることをあらかじめお断りしておきたい。というのも、「少年」の定義とその年齢の上限は、全米で複雑に異なっているからである。例えば、ニューヨーク州とペンシルバニア州のように隣接した州でさえ、16歳の被告人に対して相異なる対応がなされている。当該被告人がニューヨーク州の住民であれば少年ではなくて成人であるから、成人のための刑事司法制度において通常の起訴がなされるので、本章で考察するテーマの射程外となる。それに対して、

検察官事務所に関しては、その96%が刑事裁判所への移送を行ったことを報告しており、小規模の検察官事務所では67%が、非常勤検察官事務所では48%が移送したことを報告している。また、少年事件を取り扱っている検察官事務所のうち、およそ19%が刑事裁判所に移送された少年事件を取り扱う特別ユニットを有していた。そして、当然のことながら、このような特別ユニットは、大規模検察官事務所にも多いのである。

1994年において、刑事裁判所へ移送された少年事件を取り扱った検察官事務所のうち、37%が少なくとも1件の加重暴行事件を移送したと報告しており、35%が最低1件の不法目的侵入事件を、34%が最低1件の強盗事件を、そして32%が最低1件の殺人事件を移送したと報告している。(表3-2参照)。

表3-2 1994年に刑事裁判所へ移送された少年事件を取り扱った検察官事務所

最低1件以上の	少年事件を移送した事務所の比率		
	全事務所	常勤事務所 (管轄区人口)	
		50万人以上	50万人未満
殺人 ^a	32%	80%	32%
強姦	29	53	28
加重暴行 ^b	37	58	45
強盗 ^c	34	72	36
不法目的侵入	35	34	27
窃盗	9	13	12
自動車窃盗 ^d	19	21	14
放火	5	10	6
乗物犯罪	19	30	23
武器犯罪	25	23	25
事務所の数	1,305	108	908
			15%
			24
			6
			15
			60
			0
			36
			0
			0
			24
			289

注：1994年に刑事裁判所へ移送された少年事件がなかった778の事務所、少年事件を取り扱わなかった145の事務所、質問に回答しなかった115の事務所は除いている。ゼロというのは、サンプルの中に事件が1件もなかったことを示している。

a：故意殺人を含む。

b：故意ある暴行を含む。

c：武装強盗及び致死武器を用いた強盗を含む。

d：カージャックを含む。

調査時の質問：どのようなタイプの事件を刑事裁判所へ移送しましたか。

資料源：Prosecutors in State Courts, 1994, EJS Bulletin, 1996, p. 8.

移送された事件のタイプは、検察官事務所のタイプごとに様々である。広範な管轄区域内にある常勤検察官事務所では、事務所の80%が最低1件の殺人事件を移送したと報告しており、72%が最低1件の強盗事件の移送を報告している。刑事裁判所に移送された少年事件を取り扱った非常勤検察官事務所の60%が少なくとも1件の不法目的侵入事件を移送したと報告している。

1994年に刑事裁判所へ移送された少年事件を取り扱った検察官事務所のうち、およそ87%が、起訴手続のいずれかの段階において、少年の非行歴情報を利用したと報告している。刑事裁判所へ移送された少年事件の取り扱い、少年の非行歴記録を利用した事務所のうち、ほぼ90%が、刑事裁判所への移送を決定する際、量刑の際、そして正式事実審理前の司法取引の際に、それらの記録を利用したと報告している。

全体的にみて、少年事件を取り扱った事務所のうちの16%が、少年の刑事裁判所への移送に関するガイドラインを成文化している。大規模な司法管轄区にある常勤検察官事務所のうち、41%がガイドラインを成文化しており、小規模な司法管轄区にある常勤検察官事務所の16%が、そして非常勤検察官事務所の13%がガイドラインを成文化しているのである。

また、司法統計局の州裁判所訴訟手続統計によれば、全米の75の最も人口稠密なカウンティにある州裁判所における、重罪被告人の人口統計、犯罪歴、正式事実審理前手続、裁決、量刑に関する情報等が示されている。刑事裁判所で処理された少年重罪被告人についての情報もまた、限られたものではあるが収録されている。

1988年、1990年、及び1992年に集計されたデータによれば、75の最も人口稠密なカウンティの場合、刑事裁判所で起訴されている18歳未満の6,700人の重罪被告人のうちのおよそ5分の1が、州法による少年であると考えられ、これらの少年被告人のうち、90%以上が男子であり、ほぼ50%が17歳であった。そして、そのうちのおよそ4分の1が、それまでいくつものタイプの成人犯罪記録を有していたのである。

また、少年被告人の大多数が暴力犯罪で告訴されており、半数以上の者が事

件終決以前に釈放されている。暴力犯罪で有罪とされた少年被告人のおよそ3分の2が刑務所への拘禁刑を言い渡されていた。しかし、これらの少年事件が刑事裁判所に移送されたメカニズムについてのデータは明らかではない。

3 少年が刑事裁判所へ移送されるメカニズム

アメリカ合衆国におけるすべての州は、一定の条件の下で、少年を成人として刑事裁判所において起訴することを認めている(表3-3参照)。以下においては、その際に州が用いるメカニズムを示すこととするが、これは、パトリシア・トーバート(Patricia Torbert)ほかによる『少年による重大暴力事犯への州の対応』(State Responses to Serious and Violent Juvenile Crime)から要約したものである³⁾。

ニューメキシコ、ネブラスカ、ニューヨーク及びコネチカット以外のすべての州においては、少年裁判所は事件に関する司法管轄権を放棄して、当該事件を刑事裁判所へ移送することができる。このような権利放棄や移送は、少年裁判所独自の判断によって行われたり、州検察官の要請に基づいて行われたり、あるいは、いくつかの州では、少年やその親の要請に基づいて行われるのである。

これと関連した規定——これは推定的権利放棄(presumptive waiver)と呼ばれている——においては、少年が自分自身で少年として社会復帰に従う意思のあることを証明しない限り、刑事裁判所へ移送されることになっているものもある。このようなタイプの規定は、挙証責任を検察官から少年へと転嫁している。1995年現在、アメリカ合衆国では、12州とコロンビア特別区がこのような推定的規定を制定している。

兼管轄権(concurrent jurisdiction)規定——これはまた、検察官による裁量あるいは直接手続とも呼ばれる——は、検察官に一定の少年事件について、少年裁判所かあるいは刑事裁判所か、どちらの裁判所へ起訴するかを選択する権限を与えているものである。1995年現在、10州とコロンビア特別区がこの競

表3-3 1995年における刑事裁判所での少年の処分規定一覧

州名	管轄権放棄	兼管轄権	法文上の排除	推定的権利放棄	推定的権利放棄	いつ大人として取り扱われるか
アラバマ	○		○			○
アラソク	○		○			○
アリゾナ	○		○			○
アーカンソ	○		○			○
カリフォルニア	○		○			○
コロラド	○		○			○
コネチカット	○		○			○
デラウェア	○		○			○
フロリダ	○		○			○
ジョージア	○		○			○
ハワイ	○		○			○
アイダホ	○		○			○
インディアナ	○		○			○
アイオワ	○		○			○
カンザス	○		○			○
ケルン	○		○			○
メリーランド	○		○			○
マサチューセッツ	○		○			○
ミシガン	○		○			○
ミネソタ	○		○			○
ミシシッピ	○		○			○
モンタナ	○		○			○
ネブラスカ	○		○			○
ネバダ	○		○			○
ニューハンプシャー	○		○			○
ニュージャージー	○		○			○
ニューメキシコ	○		○			○
ニューヨーク	○		○			○
ノースカロライナ	○		○			○
ノースダコタ	○		○			○
オハイオ	○		○			○
オクラホマ	○		○			○
オレゴン	○		○			○
ペンシルバニア	○		○			○
ロドリゴ	○		○			○
サウスカロライナ	○		○			○
サウスダコタ	○		○			○
テキサス	○		○			○
ユタ	○		○			○
バーモント	○		○			○
バージニア	○		○			○
ワシントン	○		○			○
ワイオミング	○		○			○
ワイオ	○		○			○

注：本表は、1995年の立法セッションの最後に各州によって認められた規定を示したものである。
 a：コネチカット州は、1995年に管轄権放棄の規定を削除した。
 b：ユタ州の直接手続の規定は、1995年に廃止された。
 資料源：Szymanski, L., "Special Analysis of the Automated Juvenile Law Archive," reprinted from Torbert, P., et al., *State Responses to Serious and Violent Juvenile Crime*. Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, 1996, p. 5.

合管轄権を有している。

多くの州では、また、一定の重罪犯罪を少年裁判所の司法管轄権から排除するという規定を設けている。36州とコロンビア特別区は少年裁判所の管轄から一定の犯罪を排除している。排除される犯罪で最も多いものは、死刑を科し得る殺人、その他のタイプの殺人、及び対人的重罪犯罪である。いくつかの州では、その者がこれまでに司法的判断を受けていたり、有罪判決を受けていたりする場合には、重罪で起訴された少年は、対人的犯罪でなくとも少年裁判所の管轄から排除されている。

破棄的権利放棄の規定は、22州で規定されている。この規定は、刑事裁判所が、通常は検察官からの申立てに基づいて、少年裁判所の管轄から排除されたり、直接手続をされたりした事件を少年裁判所へ差し戻し、判決及び処分を請うものである。

「いったん成人として取り扱われた以上、常に成人として取り扱われる」という規定は、17州とコロンビア特別区において制定されているが、これは、いったん少年裁判所の管轄権が放棄されたり、あるいは、直接手続や排除の結果として少年が刑事裁判所で量刑された以上、少年犯罪者によるその後の事件は、すべて刑事裁判所の管轄の下で取り扱われるということを求めたものである⁴⁾。

4 管轄権放棄によって刑事裁判所へ移送された少年

現在のところ、競合管轄権規定や法文上の排除規定によって刑事裁判所で審理された少年事件数についての全米的データは存在しない。しかしながら、全米少年司法センターは、司法的権利放棄によって刑事裁判所へ送られた少年事件に関する情報を含んだ全米少年裁判所データ記録を継続して作成している。

1994年において、少年を管轄している裁判所は、おおそ150万件の少年非行事件を取り扱っている。これらの事件のうち、55%、すなわち855,200人

が少年裁判所で何らかの処分を受けていたり、あるいは、成人の刑事裁判所へ移送されたりして、公式的に何らかの処分（申立て）が行われていた。しかしながら、管轄権放棄による少年の刑事裁判所への移送は比較的少ない。例えば、1994年には、申し立てられた非行事件のうちおよそ1.4%が、管轄権放棄によって刑事裁判所へ移送されているのみである。1985年から1994年の10年間でも、刑事裁判所への管轄権の放棄が行われた事件のパワーセンテージは一定を保っており、年平均で1.4%であった(表3-4参照)。

表3-4 1985～1994年に管轄権放棄によって刑事裁判所へ移送の申し立てを受けた非行事例

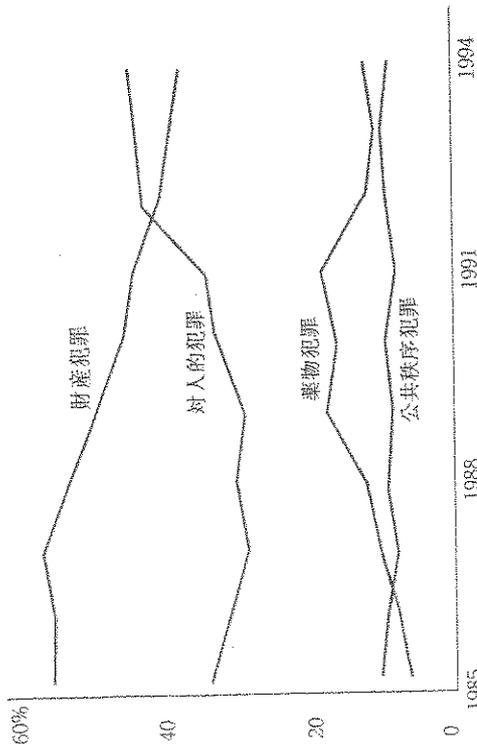
年次	申し立てを受けた事件の総数	刑事裁判所へ移送された事件	
		数	総数のうちの比率
1985	505,400	7,200	1.4%
1986	545,500	7,500	1.4
1987	547,400	7,000	1.3
1988	569,800	7,000	1.2
1989	610,600	8,300	1.4
1990	656,400	8,700	1.3
1991	718,100	11,100	1.5
1992	764,000	11,500	1.4
1993	796,600	11,600	1.5
1994	855,200	12,300	1.4

資料源：Butts, J., et al., *Easy Access to Juvenile Court Statistics 1985-89 and Easy Access to Juvenile Court Statistics 1990-94*. Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, 1996.

1994年において、刑事裁判所への管轄権放棄が行われた割合は、対人的犯罪が他の罪種よりも高い傾向にある。この傾向は、薬物犯罪が権利放棄されることの多かった1989年から1991年を除いて、この10年間継続している(図3-2参照)。

1985年には、7,200件の非行事件が、刑事裁判所に対して管轄権の放棄がなされていた。1994年には、この数値は12,300件へと増加しており、これは1985年の数値と比べると71%の増加である。また、1985年と1994年の10年間で、権利放棄された事件の特徴は大きく変化している。1991年までは財産

図 3-2 1985～1994年における管轄権放棄によって刑事裁判所へ移送された少年事件の罪種（全申し立て事件中の比率として）



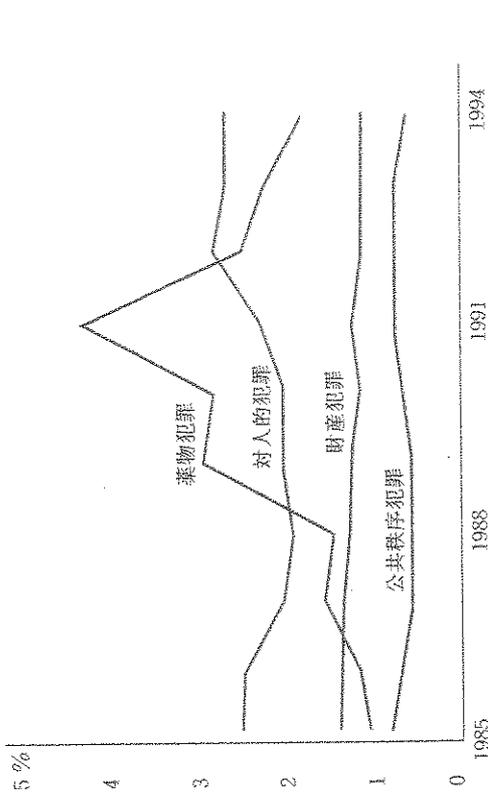
資料源：Butts, J., et al., *Easy Access to Juvenile Court Statistics 1985-89 and Easy Access to Juvenile Court Statistics 1990-94*. Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, 1996.

犯罪が管轄権放棄をなされる事件の大部分を占めていたが、1991年以降では、最も重大な変化として、対人的犯罪の数が財産犯罪の数を追い抜いているという実情がみられる（図 3-3 参照）。

1985年から1994年の間において、刑事裁判所へ権利放棄された事件の90%以上が男子によるものである（表 3-5 参照）。1994年において、権利放棄された事件の12%が16歳以下の少年犯罪者によるものであり、これは1985年の比率と比べると2倍になっている。この10年間で、権利放棄された事件の大部分において、少年犯罪者は処分を受けるまでの間拘留されている。1990年、1991年、及び1993年には、権利放棄された事件の50%以上が黒人の少年犯罪者によるものである。

ところで、連邦制度において少年が成人として裁判される場合であるが、通常、起訴された犯罪が重大な暴力犯罪である場合、あるいは薬物取引や密輸入罪である場合で、当該犯罪が15歳の誕生日以降に行われた場合には、少年は、

図 3-3 1985～1994年における管轄権放棄によって刑事裁判所へ移送された少年事件の罪種（移送された事件中の比率として）



資料源：Butts, J., et al., *Easy Access to Juvenile Court Statistics 1985-89 and Easy Access to Juvenile Court Statistics 1990-94*. Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, 1996.

表 3-5 1985～1994年における刑事裁判所へ権利放棄された少年事件の特徴

年次	移送された全事件数		性 別		委託時の年齢		人種・民族			処分前拘留	
	男子	女子	16歳未満	16歳以上	白人	黒人	その他	未拘留	拘留		
1985	7,200	95%	5%	94%	57%	42%	2%	43%	57%		
1986	7,500	94%	6%	92%	57%	42%	1%	45%	55%		
1987	7,000	95%	5%	93%	56%	41%	2%	41%	59%		
1988	7,000	96%	4%	93%	54%	43%	2%	44%	56%		
1989	8,300	95%	5%	89%	49%	49%	2%	41%	59%		
1990	8,700	96%	4%	90%	45%	52%	3%	43%	57%		
1991	11,100	96%	4%	91%	47%	51%	2%	46%	54%		
1992	11,500	96%	4%	88%	49%	48%	3%	45%	55%		
1993	11,600	96%	4%	88%	45%	52%	3%	40%	60%		
1994	12,300	96%	4%	88%	49%	48%	4%	44%	57%		

注：概要のため合計100%とならない場合がある。

資料源：Butts, J., et al., *Easy Access to Juvenile Court Statistics 1985-89 and Easy Access to Juvenile Court Statistics 1990-94*. Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, 1996.

連邦制度において成人として裁判されるのである。また、当該少年が暴力犯罪を行う際に、火器を所持していた場合で、当該犯罪が13歳の誕生日以降に行われた時には、当該少年は成人として取り扱われるのである。

しかしながら、連邦検察官は、連邦裁判所において少年に対する訴訟手続を行う前に、裁判所に対して、当該事件での連邦の実質的な利害関係と、少なくとも、以下のような事項の1つを証明しなければならぬのである。すなわち、(1)州が管轄権を有しないこと、(2)州が管轄権の受諾を拒否していること、(3)管轄権を有する州に、少年犯罪者に対する適切なプログラムやサービスがないこと、(4)起訴された犯罪が、重大な暴力犯罪、薬物取引、密輸入罪、あるいは火器使用犯罪であること、である。

連邦司法省は、連邦裁判所への少年の移送に関する情報を体系的に収集してはいないが、1994年9月30日からの12カ月間では、65人の少年が成人としての移送を求めて、司法長官へ委託されたとのことである。

5 刑事裁判所で有罪判決を下された少年の量刑のタイプ

刑事裁判所で有罪判決を受ける少年犯罪者については、いくつかの量刑上の選択肢がある。ほとんどの州では、刑事裁判所は成人と同様の矯正の制裁を科している。しかしながら、いくつかの州では、刑事裁判所は、少年のための矯正的制裁あるいは成人のための矯正的制裁とを混合した量刑を科すこともある(表3-6及び表3-7参照)。7つの州では、刑事裁判所は少年あるいは成人のための制裁を科すこともある。2つの州では、刑事裁判所は、少年及び成人のための矯正的制裁の双方を科すこともできる。その他のいくつかの州では、刑事裁判所は、量刑のために少年裁判所へ事件を移送することもあるようである。

1994年の司法統計局検察官調査の結果によれば、検察官事務所の46%が、刑事裁判所で有罪判決を下された少年に対しては、成人のための制裁のみを適用すべきであると報告している。そして、33%が、刑事裁判所は成人のためと少年のための制裁を混合したものを科すべきであると回答しているのである。

る。

表3-6 刑事裁判所へ移送された少年に州が科し得る量刑のタイプ

混合量刑 ^a		刑事裁判所が量刑のために少年裁判所へ事件を移送することができる ^b
刑事裁判所が少年のためあるいは成人のための制裁を科すことができる	刑事裁判所が少年のため及び成人のための制裁を科すことができる	
カリフォルニア	アーカンソー	アラバマ
コロラド	ミズーリ	ジョージア
フロリダ		イリノイ
アイダホ		オレゴン
ミシガン		ペンシルバニア
バージニア		バーモント
ウエスト・バージニア		

a : Torbert, P., et al., *State Responses to Serious and Violent Juvenile Crime*. Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, 1996, chapter 3.

b : 刑事裁判所へ移送された事件が量刑のために少年裁判所へ戻される場合に関する情報は、全米少年司法センターから入手したものである。

表3-7 少年の刑事裁判所への移送と少年の非行記録の使用の双方を行った検察官事務所の比率

使用段階	少年の刑事裁判所への移送と少年の非行記録の使用の双方を行った検察官事務所の比率
少年の刑事裁判所移送時	89%
量刑時	86
正式事実審理前取引時	85
起訴手続時	55
正式事実審理時	53
保釈審問時	48
予備審問時	30

資料源 : Blair, R. R., *Privacy and Juvenile Justice Records : A Mid-Decade Status Report*. NCL161255, April 1997.

おわりに

以上のように、アメリカ合衆国においては、18歳未満の少年であり、初犯の場合といえども、重大な暴力犯罪や薬物取引、あるいは密輸入罪を犯した場合には、当該少年が15歳以上である限り、あるいは銃器などの武器を所持した犯罪の場合には、当該少年が13歳以上であれば、成人として取り扱われ、処罰の対象となる。過去に重大な暴力事犯や薬物犯罪により処罰を受けていた場合には、当該少年が成人と同様に取り扱われることは言うまでもない。

しかしながら、このことに関して過去10年間にわたって少年犯罪が急増し、そうせざるを得ない状況下にアメリカが置かれているという事実を直視することが必要である。過去10年間の少年による殺人事件が年間100人以下の我が国と、年間2,800人のアメリカでは、犯罪事情そのものに格段の相違があることを認識することが大切である。しかも、アメリカでは、連邦政府が凶悪な少年犯罪に対処するために、重大な暴力犯罪をした15歳以上の少年を成人として取り扱う法律を作成することを各州に奨励しており、そのための資金援助さえしているのである(表3-8参照)。

我が国においても、少年年齢の見直しや児童の権利条約を加味した改正等は必要であろうが、今すぐに、少年を保護の対象ではなく、刑罰の対象とするという主張にはなかなか賛成できない。一連の法改正でアメリカがどうなったかを考えて欲しいものである。アメリカでは、刑務所の建築が追いつかず、莫大な税金が犯罪者の処遇のために使われている。凶悪な少年犯罪に対処する方法は、少年を処罰することではなく、その原因を探求し、犯罪を予防することにあり、少年を処罰することではなかろうか。

表3-8 アメリカ合衆国における少年法の改正の概観

州名	改正のタイプ			州名	改正のタイプ		
	A	P	V		A	F	P
アラソカ	A			ミズーリ	A	F	V
アリゾナ	A	P	V	モンタナ*	A		
アーカンソー	A	P		ネバダ	A	O	P
カリフォルニア	A	O	V	ニューハンプシャー	A	O	
コロラド	A	P		ニュージャージー	A		
コネチカット	A	F		ニューメキシコ	A		
デラウェア	A			ニューヨーク	A	O	V
フロリダ	A	O	3	ノースダコタ	A	O	
ジョージア	A	O		オハイオ	A	O	
ハワイ		O		オクラホマ*			
アイダホ	A	F		オレゴン	A	F	P
イリノイ	A	O		ペンシルバニア	A	F	O
インディアナ	A	O		ロードアイランド	A		
アイオワ	A	F		サウスカロライナ	A		
カンザス*	A			テネシー	A		
ケンタッキー	A	O	V	テキサス	A	F	
ルイジアナ	A	O		ユタ	A		
メイン	A	O	V	バーモント	A		
メリーランド	A	F		バージニア	A	F	P
マサチューセッツ	A			ワシントン*	A	O	V
ミネソタ	A			ウエストバージニア	A		
ミシシッピ	A			ウィスコンシン	A	O	

注：44州がこの2年間のうちに自州の少年法を改正しているか、あるいは現在州議会での改正を検討している。

※：これらの州は本表に載せた以外の改正を実施している。

A：成人のための裁判制度への少年の移送。これについては、以下3つのタイプの改正が行われている。すなわち、(1)一定のタイプの犯罪は、自動的に成人裁判所へ移送されるということ、(2)法律で規定する、(3)裁判官に少年を移送する権限がある場合の管轄権放棄、(3)どの少年を成人裁判所へ移送すべきかということを検察官が決定し得る場合の検察官の裁量、がそれぞれある。

F：指数。少年の指紋採取の許可。

O：少年裁判所の公開。裁判手続の一般市民への公開、あるいは少年の記録の一般市民や限定された法執行機関当局者への公開。

P：親の責任。新法は、親に対して、自分の子供が行った犯罪について責任を負わせており、罰金や被害弁償を命じることもある。

V：被害者の権利。被害者の権利の少年裁判所への拡大。被害者が少年裁判所の審理に出席したり、裁判結果を知らされたり、あるいは被害弁償の支払いを受けたりすることもある。

3：三振法。三振法と同等のもの。3回重罪をした場合には成人として取り扱う。

資料源：The New York Times, New York, Sunday, May 12, 1996.

1) Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, "Juveniles Prosecuted in State Criminal Courts," *Bureau of Justice Statistics : Selected Findings*. U. S. Department of Justice, March 1987, pp. 1-7. 参照。

2) 少年を成人裁判制度へ移送する方法としては、法律によって予め特定の犯罪をした場合には自動的に少年を成人裁判所へ移送すると定めている場合、裁判官が移送決定権を持つ場合、検察官が成人裁判所へ移送するかどうかの決定権を持つ場合がある。

3) Torbert, P., et al. *State Responses to Serious and Violent Juvenile Crime*. Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, 1996, pp. 7-8.

4) Snyder, H. and M. Sickmund, *Juvenile Offenders and Victims : A National Report*. Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, 1995, pp. 85-89.

第4章 ニュージーランドの青少年法と 青少年司法システムの現状

はじめに

本章は、1989年の「児童、青少年及びその家族法」(Children, Young Persons and Their Families Act 1989)に基づいて、ニュージーランドで採用された青少年司法システムについて論じようとするものである。この新法は、西洋的アプローチとニュージーランド固有のアプローチとの統合、家族と青少年に対する公的権限の付与、被害者の参加、家族グループの同意に基づく処分決定等を含む多くの革新的な特徴を強調するものであり、その目的や原則について詳しく規定している。そして、これらの目的を達成するための主要な機関として「家族グループ協議会」(Family Group Conference)がある。この家族グループ協議会は、重大な事件は言うに及ばずほとんどの青少年事件において、中心的な処分決定フォーラムとして、「青少年裁判所」の代わりをしたり、それを補佐するものとして存在しているのである。もちろん、今更改めて言うまでもなく、処分決定への警察の参加も、ダイバージョンの方策がますます強調されるようになってきたことと、家族グループ協議会で合意に達する際に果たす警察の役割が重視されるようになったことともあいまって、増加している。以下において、こうした事情を勘案しながら、アリソン・モーリス (Allison Morris)=ガブリエール・M. マックスウェル (Gabrielle M. Maxwell) の論文を手がかりとして、ニュージーランドの青少年司法の現状について検討してみたいと思う¹⁾。

ボナー (John Bonner)	210-212	
マ行		
マッシュナル (T. F. Marshall)	103	
マッシュナル (T. Marshall)	76	
マーティンソン (Robert Martinson)	183, 184	
マクドナルド (Douglas C. McDonald)	259	
マッカーニー (G. W. McCartney)	135	
マックームズ (Red McCombs)	213, 221, 222	
マックスウェル (Gabrielle M. Maxwell)	73, 89, 95, 97, 100-102, 104, 105	
マッコンビル (S. MacConville)	236, 242	
マルホーランド (B. Muitholland)	137, 139, 151	
マイジャック (John Major)	250	
メリー (S. Merry)	103	
モア (Sir Thomas Moore)	186	
モリス (Allison Morris)	73, 89, 95, 97, 100-102, 104, 105	
ヤ行		
ヤング (Peter Young)	243	
ヤング (Warren Young)	83	
ラ行		
リアトン (Douglas Lipton)	183	
リリー (J. R. Lily)	262, 263	
ルイス (Derek Lewis)	246	
ルサフォード (A. Rutherford)	257	
ロック (P. Rock)	84	
ワ行		
ワン (Dawei Wang)	317, 319, 332, 334, 336	

藤本哲也

経歴：1940年12月18日愛媛県に生まれる
 1963年3月 中央大学法学部卒業
 1969年3月 中央大学大学院法学研究科博士課程修了
 1969年8月 フロリダ州立大学留学
 1970年8月 フロリダ州立大学より犯罪学修士号取得
 1975年12月 カリフォルニア大学より犯罪学修士号取得
 中央大学法学部教授、司法試験審査委員、法務省矯正保護審議会委員

著書：『Crime and Delinquency among the Japanese-Americans』中央大学出版部 (1978年)
 『犯罪学概論』八千代出版 (1978年)
 『新説犯罪学』(共編) 青林書院新社 (1978年)
 『犯罪学入門』立花書房 (1980年)
 『新しい犯罪学』八千代出版 (1982年)
 『演習ノート刑事政策』(編著) 法学書院 (1982年)
 『犯罪学概論』成文堂 (1984年)
 『議義刑事政策』(共編) 青林書院新社 (1984年)
 『刑事政策』中央大学通徳教育部 (1984年)
 『刑罰政策概論』青林書院 (1984年)
 『社会学概論』勁草書房 (1986年)
 『犯罪学要論』勁草書房 (1988年)
 『児童政策運動』(共訳) 中央大学出版部 (1989年)
 『刑事政策の動向』青林書院 (1990年)
 『刑事政策の動向』(共訳) 勁草書房 (1991年)
 『現代アメリカ犯罪学叢書』(編纂) 勁草書房 (1991年)
 『刑事政策20議』青林書院 (1993年)
 『うちの子どもから危ない』集英社 (1994年)
 『Crime Problems in Japan』中央大学出版部 (1994年)
 『青林法学叢書 犯罪学』(共編) 青林書院 (1995年)
 『犯罪学の最新動向』日本加除出版 (1996年)
 『諸外国の刑事政策』中央大学出版部 (1996年)
 『藤・犯罪学のさんば道』日本加除出版 (1998年)

刑事政策の諸問題

1999年3月30日 初版第1刷発行

日本比較法研究研究叢書 (45)

著者 藤本哲也
 発行者 澤島政夫

発行所 中央大学出版部

〒192-0383
 東京都八王子市東中野742-1
 電話 0426(74)2351・増巻 0426-6-8154

©1999 藤本哲也

ISBN4-8057-0544-7

大蔵印刷 法令要本

「機会の時代：新たな青年期研究から学ぶ」

2015（平成27）年7月15日の第2回世界保護観察会議の開会式直後に行われたテンプル大学のスタインバーグ（Laurence Steinberg）教授の基調講演の概要

最初に青年期は従来、18歳から25歳といわれてきたが、時代の変化、科学の発達に伴い、現在は10歳から25歳と、その時期は従来に比べ早い段階に開始し、より長く継続するようになったこと、青年期の脳は非常に変化しやすく、可塑性に満ちていると同時に、ストレスやトラウマの影響を受けやすいという点で脆弱な時期でもあることが指摘された。

例えば15歳前の少年が飲酒や薬物に依存した成人に接する機会がある場合、飲酒や薬物に依存する傾向が通常の7倍から10倍認められる。また、青年期においては視覚、言語に加え、自己コントロール力の発達が顕著な時期であり、青年期に非行をして施設収容となった場合には、この自己コントロール力の発達が阻害されることが明らかにされた。そして、こうした特徴に鑑みると、青年期は、逆に更生の格好の機会にあるということができるとし、青年期に犯罪をした者の約9割が25歳までには犯罪から離脱することに言及し、ある研究では、社会内処遇でも施設内処遇でも効果は変わらず、青年が家族との絆を維持するという視点から考えると、社会内において処遇を行うことが重要であると結論付けている。

さらに、正式な刑事司法手続を経た場合と、ダイバージョンにより刑事司法手続を経なかった場合を比較すると、正式な刑事司法手続を経た場合の方が、6か月後の再犯率が高かったことから、この点も踏まえた処遇を考えることが重要であることが指摘された。

